



ボランティア活動保険等の補償制度は、社会福祉協議会およびその構成員・会員ならびに社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターなどに登録されているボランティア・ボランティアグループ・団体が加入対象です。

（熱中症危険補償特約セット、団体割引15%適用） 全社協の「ボランティア行食用保険」（傷害保険、賠償責任保険、国内旅行傷害保険）

全国社会福祉協議会の「ボランティア行食用保険」は地域福祉活動やボランティア活動の一環として行う各種行事における様々な事故に対する備えとして、昭和59年に発足した補償制度です。

保険金の種類		保険金額	
ケガの補償 (参加者本人のケガ)	死亡保険金	400万円	
	後遺障害保険金(限度額)	400万円(限度額)	
	入院保険金日額	3,500円	
	手術保険金	入院手術	35,000円
		外来手術	17,500円
通院保険金日額	2,200円		
賠償責任の補償	対人賠償(1名・1事故限度額)	2億円	
	対物賠償(1事故限度額)	1,000万円	
保険料(1名あたり)			
Aプラン (宿泊を伴わない行事)	A1行事	1日 28円 (最低保険料 560円) 最低加入人数要件なし	
	A2行事	1日 126円 (最低保険料 2,520円) 最低加入人数要件なし	
	A3行事	1日 248円 (最低保険料 4,960円) 最低加入人数要件なし	
Bプラン (宿泊を伴う行事)	1泊2日	241円	
	2泊3日	295円	
	3泊4日	300円	
	4泊5日	354円	
	5泊6日	359円	
	6泊7日	364円	
Cプラン (宿泊を伴わないかつ参加者が事前に特定できない行事)	A1区分の行事のみ	1日 28円 (最低保険料 560円) 最低加入人数要件なし	

みなさまからのよくあるご質問

- Q1. 「ボランティア行食用保険」はどのような保険なのですか？**
A1. ①行事開催中の参加者全員の「ケガ」と主催者(共催者含む)の「損害賠償責任」を補償します。
 ②Aプラン・Bプランは往復途上のケガも補償の対象です。(Cプランは往復途上は対象外です)
 ③ケガの補償には、熱中症や食中毒も補償の対象となります。(A・B・Cプラン共通)
- Q2. 対象となる行事とはどのような行事ですか？**
A2. 地域福祉活動やボランティア活動の一環として日本国内で開催される公益性のある様々な各種行事が対象です。従って、例えばボランティアグループメンバー相互の懇親目的の忘年会などは対象外です。
- Q3. 行事参加者は全部で100名ですが、その内、小学生の40名だけ加入したいのでも可能ですか？**
A3. そのような参加者の一部だけで加入することはできません。必ずスタッフを含む行事参加者全員で加入してください。
- Q4. 宿泊を伴わない行事用のCプランは名簿不要ですが、補償の範囲等のような注意点がごあるのですか？**
A4. ①Cプランの主な注意点は以下のとおりです。
 対象は「A1区分」行事で、かつ建物内(施設内)で開催する行事、または屋外の場合は開催場所の境界が明確に区分できる会場(例えば公園、グラウンド等)で開催する行事が対象です。従って、例えばハイキングや河原遊び等、開催場所が明確に区分出来ない行事はご加入できません。
 ②名簿不要のため、事前に参加者を特定する必要があります。参加見込人数でご加入ください。
 ③名簿不要のため補償範囲は行事参加中のみで、往復途上の補償はありませんので、ご注意ください。
- (1)ケガの補償**

福祉まつり会場の階段で転倒し、足を骨折して入院した。

(2)賠償責任の補償

高齢者のふれあい食事会の際に主催者が提供したお弁当が原因で食中毒が発生した。

■ 上記は概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。